



# みやぎ税務会計事務所通信



《 2020年1月 》



## 「令和2年度 税制改正大綱」発表！

### 税務の話題

昨年12月14日に「税制改正大綱」が発表されました。  
恒例の(?)この季節です。

既にニュースなどで、話題をお聞きになっている方も多いと思いますが、  
今月の事務所通信では、今回の税制改正大綱を確認していきたいと思ひます。

#### 「税制改正大綱」とは

次年度以降の税制改正の“原案”です。  
税制の今後の方向性ですね。  
つまり、この発表は改正の“決定”ではないのです。

#### 「税制改正」の注意点！

いろいろな改正の話題がありますが、  
気をつけていただきたいのは「いつから適用か」  
というところ。実は一番大切な部分です。

#### 「令和2年度 税制改正大綱」の主要項目

- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 1. デフレ脱却と経済再生          | 4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し |
| 2. 中小企業等の支援、地方創生       | 5. 円滑・適正な納税のための環境整備     |
| 3. 経済のグローバル化・デジタル化への対応 | 6. その他                  |

令和2年度税制改正の「基本的考え方」で挙げられている項目が、上記です。  
この「基本的考え方」に基づいて、様々な改正案が発表されています。

#### [法人課税]関係

##### 【創設】中小企業におけるオープンイノベーションに係る措置

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得した場合に、  
その取得価額の25%の所得控除ができる。(その後の益金算入規定あり)

##### 【延長】交際費等の損金算入の特例

大企業では認められない交際費の損金算入が、中小企業は800万円までの  
損金算入が認められています。皆さまのなかでは「当たり前」かもしれませんが、  
これはあくまで「期限付き」の規定。今回の改正で、適用期限が2年延長されます。

裏面では、[個人所得課税]関係のご紹介です。

- ・未婚のひとり親に対する措置
- ・国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例(創設)

そして、今年より適用が開始される

「給与所得控除などから基礎控除への振替」についておさらいします！

